○外務省令第十六号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条の二第一項及び第二項並びに旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項から第四項までの規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十七日

外務大臣　茂木　敏充

国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（別表） ［略］ 欧州・中央アジア 国又は地域 / 単位 / 旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請） / 法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請） / 処分の申請をする者が12歳未満であり、政令第5条第1項第2号括弧書きに規定する手数料（12歳未満かつ書面申請） ［略］ ブルガリア / ユーロ / 100 / 137 / 98 / 134 / 69 / 106 / 67 / 104 / 39 ［略］ ［略］ 欧州・中央アジア 国又は地域 / 単位 / 処分の申請をする者が12歳未満であり、法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号括弧書きに規定する手数料（12歳未満かつ書面申請かつ未交付失効） / 処分の申請をする者が12歳未満であり、政令第5条第2項第2号括弧書きに規定する手数料（12歳未満かつ電子申請） / 処分の申請をする者が12歳未満であり、法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号括弧書きに規定する手数料（12歳未満かつ電子申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第3号及び政令第5条第1項第3号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第3号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第3号及び政令第5条第2項第3号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第3号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第4号及び政令第5条第1項第4号に規定する手数料（渡航先追加） / 法第20条第1項第5号及び政令第5条第1項第5号に規定する手数料（渡航書） ［略］ ブルガリア / ユーロ / 75 / 36 / 73 / 39 / 75 / 36 / 73 / 10 / 15 ［略］	（別表） ［同上］ 欧州・中央アジア 国又は地域 / 単位 / 旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第5条第1項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ書面申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第1号及び政令第5条第2項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第1号に規定する手数料（10年旅券かつ電子申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第2号及び政令第5条第1項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ書面申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請） / 法第20条第1項第2号及び政令第5条第2項第2号に規定する手数料（5年旅券かつ電子申請） / 処分の申請をする者が12歳未満であり、政令第5条第1項第2号括弧書きに規定する手数料（12歳未満かつ書面申請） ［同上］ ブルガリア / レヴ / 196 / 269 / 192 / 264 / 136 / 208 / 131 / 204 / 76 ［同上］ ［同上］ 欧州・中央アジア 国又は地域 / 単位 / 処分の申請をする者が12歳未満であり、法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第2号括弧書きに規定する手数料（12歳未満かつ書面申請かつ未交付失効） / 処分の申請をする者が12歳未満であり、政令第5条第2項第2号括弧書きに規定する手数料（12歳未満かつ電子申請） / 処分の申請をする者が12歳未満であり、法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第2号括弧書きに規定する手数料（12歳未満かつ電子申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第3号及び政令第5条第1項第3号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第3項第3号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第3号及び政令第5条第2項第3号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請） / 法第20条の2第2項の規定の適用を受け、政令第5条第4項第3号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効） / 法第20条第1項第4号及び政令第5条第1項第4号に規定する手数料（渡航先追加） / 法第20条第1項第5号及び政令第5条第1項第5号に規定する手数料（渡航書） ［同上］ ブルガリア / レヴ / 148 / 71 / 143 / 76 / 148 / 71 / 143 / 19 / 30 ［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省令は、令和八年一月一日から施行する。

2　この省令による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項から第四項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。